

伊 勢 市 公 報

第 37 号
平成 19 年 5 月 21 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市大湊市民ホール条例施行規則を廃止する規則	4
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 指定介護予防支援事業者指定に係る告示について	7
○ 道路の区域の決定について	8
○ 道路の供用開始について	9
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	10
○ 在外選挙人名簿関係 ・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	12
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	13
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	14
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	15
○ 伊勢都市計画事業の事業計画の変更に伴う図書の縦覧について	16
○ 伊勢都市計画及び明和都市計画公園並びに伊勢都市計画及び明和都市計画下水道の変更に伴う図書の縦覧について	17
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に伴う変更後の農業振興地域整備計画の縦覧について	18
○ 小俣町農業振興地域整備計画の変更に伴う変更後の農業振興地域整備計画の縦覧について	19
○ 旧御菌村農業振興地域整備計画の変更に伴う変更後の農業振興地域整備計画の縦覧について	20

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 27 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

市長名の文書	総務課長	2
	各総合支所地域振興課長	3

を

「

市長名の文書	総務課長	2
	各総合支所地域振興課長	3
	消防本部総務課長	1

に改め、「大湊支

」

所及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表市長印の項中「大湊支所及び」を削る改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市大湊市民ホール条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 28 号

伊勢市大湊市民ホール条例施行規則を廃止する規則

伊勢市大湊市民ホール条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 150 号)は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 口 富 三

伊勢市一色町 1645 番地

変更後 土 谷 武 弘

伊勢市一色町 1445 番地 1

伊勢市告示第 57 号

指定介護予防支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 23 に規定する指定内容の変更の届出があったので、同法第 115 条の 27 及び伊勢市指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 16 号）第 5 条の規定により告示します。

平成 19 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 指定内容を変更した事業所

伊勢市地域包括支援センター
(事業所番号 2400800013)

2 変更の内容

変更前

事業所の所在地：〒516-0076 伊勢市八日市場町 13 番 1 号
連絡先：0596-27-2431

変更後

事業所の所在地：〒516-8601 伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号
連絡先：0596-21-5583

3 変更の年月日

平成 19 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 58 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	西豊浜 62 号線	西豊浜町字水附 653 番地先から 西豊浜町字水附 656 番 3 地先まで	旧	7.3	41.0
			新	7.3～40.2	41.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 59 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
西豊浜 62 号線	西豊浜町字水附 653 番地先から 西豊浜町字水附 656 番 3 地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 5 月 14 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第 31 号

平成 19 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 6 月 3 日（日）から同月 7 日（木）までの 5 日間
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選管告示第 32 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人

名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（日）から同月 7 日（木）までの 5 日間
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
310	有限会社 大阪屋水道	松阪市東黒部町 1678 番地 1	平成 19 年 4 月 23 日

伊勢市上下水道事業告示第 30 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
311	永和管工設備	松阪市垣鼻町 1078 番地	平成 19 年 5 月 7 日

伊勢市上下水道事業告示第 31 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 19 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
267	永和管工設備	松阪市垣鼻町 1078 番地	平成 19 年 5 月 7 日

伊勢市公告第 25 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
1 人	1 人	2,167 m ²	2 年
7 人	6 人	13,152 m ²	3 年
9 人	9 人	25,057 m ²	5 年

伊勢市公告第 26 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業

3・4・16 号秋葉山高向線

3・5・55 号一之木宮川橋線

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部監理課

伊勢市公告第27号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを縦覧に供します。

平成19年5月10日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類

伊勢都市計画及び明和都市計画公園

5・5・6号大仏山公園

伊勢都市計画及び明和都市計画下水道

宮川流域下水道（宮川処理区）

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

3 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 28 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市農林課に備え置いて縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市産業部農林課

伊勢市公告第 29 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、小俣町農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市小俣総合支所産業建設課に備え置いて縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市小俣総合支所 産業建設課

伊勢市公告第 30 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、旧御菌村農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出はありませんでした。

「次」は省略し、伊勢市御菌総合支所産業建設課に備え置いて縦覧に供します。

平成 19 年 5 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所

伊勢市御菌総合支所 産業建設課